

兵庫県公報

平成25年11月12日 火曜日 第 2543 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	2
○ 昭和41年兵庫県告示第149号（一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）の一部改正（契約管理課）	3
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）	4
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	4
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	6
○ 同 上（同）	7
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 県有地の一般競争入札による売払い（住宅管理課）	9
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	11
○ 同 上（同）	11
選挙管理委員会告示	
○ 平成22年兵庫県選挙管理委員会告示第125号の訂正	11
○ 平成23年兵庫県選挙管理委員会告示第63号の訂正	12
○ 平成24年兵庫県選挙管理委員会告示第62号の訂正	12

告 示

兵庫県告示第1286号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成25年11月12日

兵庫県知事 井戸敏三

揖保川南土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理事	岸野久夫	たつの市揖保川町金剛山401番地
同	高曾敏一	同 市揖保川町浦部248番地
同	中原静夫	同 市揖保川町浦部240番地
監事	芦谷直行	同 市揖保川町馬場612番地
同	高瀬一毅	同 市揖保川町金剛山562番地
同	名村博行	同 市揖保川町浦部7番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理事	北川憲一	たつの市揖保川町馬場344番地
同	岸野久夫	同 市揖保川町金剛山401番地
同	宮本敏光	同 市揖保川町金剛山508番地
同	高曾敏一	同 市揖保川町浦部248番地
同	中原静夫	同 市揖保川町浦部240番地

監 事	芦 谷 直 行	同	市揖保川町馬場612番地
同	高 瀬 一 毅	同	市揖保川町金剛山562番地
同	名 村 博 行	同	市揖保川町浦部 7 番地

戸原土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	南 光 正 和	宍粟市山崎町川戸110番地
同	福 岡 健 一	同 市山崎町川戸1371番地 2
同	出 口 和 夫	同 市山崎町宇原1278番地
同	露 本 進	同 市山崎町宇原869番地 1
同	湯 浅 查	同 市山崎町下宇原41番地
監 事	田 中 茂 生	同 市山崎町川戸746番地
同	志 水 了 一	同 市山崎町宇原745番地
同	福 嶋 忠 文	同 市山崎町下宇原110番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	南 光 正 和	宍粟市山崎町川戸110番地
同	福 岡 健 一	同 市山崎町川戸1371番地 2
同	宮 本 隆 雄	同 市山崎町宇原998番地
同	中 筋 啓 介	同 市山崎町宇原500番地
同	中 井 正 康	同 市山崎町宇原188番地
監 事	福 嶋 忠 文	同 市山崎町下宇原110番地
同	永 井 健 介	同 市山崎町川戸640番地
同	竹 内 清 司	同 市山崎町宇原473番地



兵庫県告示第1287号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
平成25年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
揖保川南土地改良区	平成25年10月24日



兵庫県告示第1288号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調査を縦覧に供する。

平成25年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
加古川市別府町新野辺2981番地 岩 崎 一 夫 同 市尾上町池田1565—1 中 谷 正 信	東播磨	東播磨漁業協同組合

2 指定漁船調査の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成25年11月12日から同月26日まで
- (2) 縦覧場所 東播磨加入区 東播磨尾上町池田2133—1 東播磨漁業協同組合



兵庫県告示第1289号

昭和41年兵庫県告示第149号（一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正する。
平成25年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

別表を次のように改める。

別表（第6 関係）

- (1) 工事契約及び測量・建設コンサルタント等業務契約

受付 区分	入札参加資格審査の申請		競争入札参加者の資格の有効期間	
	方法	時期	始期	終期
基準 受付	書面申請	平成26年1月27日から同年2月5日まで	平成26年7月1日	平成28年6月末日
	電子申請	平成26年2月1日から同月15日まで		
追加 受付	書面申請	平成26年9月1日から同月10日まで	平成26年12月1日	
		平成27年2月1日から同月10日まで	平成27年7月1日	
		平成27年9月1日から同月10日まで	平成27年12月1日	
	電子申請	平成26年7月1日から同月10日まで	平成26年9月1日	
		平成26年8月1日から同月10日まで	平成26年10月1日	
		平成26年9月1日から同月10日まで	平成26年12月1日	
		平成26年11月1日から同月10日まで	平成27年1月1日	
		平成26年12月1日から同月10日まで	平成27年2月1日	
		平成27年2月1日から同月10日まで	平成27年7月1日	
		平成27年7月1日から同月10日まで	平成27年9月1日	
		平成27年8月1日から同月10日まで	平成27年10月1日	
		平成27年9月1日から同月10日まで	平成27年12月1日	
		平成27年11月1日から同月10日まで	平成28年1月1日	
平成27年12月1日から同月10日まで	平成28年2月1日			
特例 政令 適用	書面申請	随時	資格を認定した日	

- (2) 製造の請負契約、物件の買入れ契約及び物品関係役務の調達契約

受付 区分	入札参加資格審査の申請		競争入札参加者の資格の有効期間	
	方法	時期	始期	終期
基準 受付	書面申請	平成26年1月27日から同年2月5日まで	平成26年4月1日	
	電子申請	平成25年12月18日から同月27日まで		
		平成26年1月6日から同月14日まで		

追加 受付	書面申請	平成26年9月1日から同月10日まで	平成26年10月1日	平成28年3月末日	
		平成27年2月1日から同月10日まで	平成27年4月1日		
		平成27年9月1日から同月10日まで	平成27年10月1日		
電子申請	平成26年4月1日から平成27年12月10日まで		毎月11日から翌月の10日までの申請受付分は翌々月の1日		
	特例 政令 適用		書面申請		随時

(注) 書面申請の申請時期は、土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。

附 則

(経過措置)

改正前の告示の規定は、工事契約及び測量・建設コンサルタント等業務契約の競争入札に参加できる者の資格については平成26年6月末日まで、製造の請負契約、物件の買入れ契約及び物品関係役務調達契約の競争入札に参加できる者の資格については平成26年3月末日まで適用する。



兵庫県告示第1290号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり処分した旨阪神南県民局長から報告があった。

平成25年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 被処分者

商号又は名称 有限会社阪神住宅サービス
 代表者氏名 池 田 百 恵
 事務所所在地 尼崎市竹谷町1丁目20番地
 免 許 番 号 兵庫県知事(9)第201104号
 免 許 年 月 日 平成23年6月10日

2 処分の内容

平成25年11月10日から同月24日までの15日間の業務停止

3 業務停止の範囲

宅地建物取引業に関する一切の業務

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成25年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地

売払物件

物件 番号	所 在 地	面積 (㎡)	地 目

11	高砂市曾根町字御茶屋2298番 1	334.29	宅 地
12	佐用郡佐用町佐用字山平2545番 3	1,703.01	宅 地
13	佐用郡佐用町佐用字山平2544番 2	530.12	宅 地

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
 なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 エ 上記アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

3 契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
 兵庫県企画県民部管理局管財課公有財産係

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所
 前記3に同じ。
- (2) 配布期間及び申込期間
 平成25年11月12日（火）から同月25日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 入札の方法、場所及び受付期間

- (1) 方法
 入札書は所定の様式により郵送にて受け付ける（持参可）。
- (2) 場所
 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
 兵庫県企画県民部管理局管財課
- (3) 受付期間

平成25年11月27日（水）から同年12月2日（月）までの午前9時から午後5時まで

6 開札の場所及び日時

(1) 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

(2) 日時

平成25年12月5日（木）午前10時から

7 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(2) 入札保証金は、入札の受付期間中に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

8 入札に関する条件

(1) 入札書を所定の日時までに提出していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

(6) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課

電話 (078) 341-7711 内線 2550、2551



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成25年11月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン小野店

所在地 小野市王子町字太良右兵エ門池868番地1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称

住所

代表者の氏名

神姫バス株式会社

姫路市西駅前町1番地

長尾 真

イオンリテール株式会社

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

梅本 和典

3 変更事項

大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称

住所

代表者の氏名

神姫バス株式会社

姫路市西駅前町1番地

上杉 雅彦

イオンリテール株式会社

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

梅本 和典

(2) 変更後

名称

住所

代表者の氏名

神姫バス株式会社

姫路市西駅前町1番地

長尾 真

イオンリテール株式会社

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

梅本 和典

4 変更年月日

- 平成25年 6 月27日
- 5 届出年月日
平成25年10月 8 日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成25年11月12日から 4 月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成26年 3 月12日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成25年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 テックランド豊岡店
所在地 豊岡市中陰字野田656番 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社ベスト電器
住所 福岡市博多区千代六丁目 2 番33号
代表者の氏名 小 野 浩 司
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前
名称 ベスト電器豊岡店
 - イ 変更後
名称 テックランド豊岡店
 - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
名称 株式会社ベスト電器
住所 福岡市博多区千代六丁目 2 番33号
代表者の氏名 深 澤 政 和
 - イ 変更後
名称 株式会社ベスト電器
住所 福岡市博多区千代六丁目 2 番33号
代表者の氏名 小 野 浩 司
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
名称 株式会社ベスト電器
住所 福岡市博多区千代六丁目 2 番33号

代表者の氏名 深 澤 政 和

イ 変更後

名称 株式会社星電社

住所 神戸市中央区三宮町1丁目5番8号

代表者の氏名 五十嵐 誠

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の名称

平成25年10月8日

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成22年3月20日

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年10月8日

5 届出年月日

平成25年10月8日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成25年11月12日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成26年3月12日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成25年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）マナビエンテリアハーツ川西店

所在地 川西市加茂六丁目13番1ほか

2 同法第8条第1項の規定により川西市から聴取した意見の概要

(1) 営業時間帯、特に夜間、深夜、早朝における青少年による^い蟻集、近隣住民並びに店舗、来店者に対しての迷惑行為や不良行為の防止に向けた体制や環境整備を希望する。

(2) 川西市開発行為等指導要綱に基づく協議の内容を履行すること。

(3) 建築基準法及び建築基準条例を遵守すること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成25年11月12日から1月間



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成25年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオン小野店
 所在地 小野市王子町字太良右兵エ門池868番地 1
- 2 同法第 8 条第 1 項の規定により小野市から聴取した意見の概要
 イオン小野店に隣接するみなと銀行北側の県道三木宍粟線に面する所に、来客用左折専用出入口を一箇所新設する必要がある。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
 平成25年11月12日から 1 月間



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成25年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 （仮称）ニトリ南あわじ店
 所在地 南あわじ市広田広田字畑田109番 1 ほか
- 2 同法第 8 条第 1 項の規定により南あわじ市から聴取した意見の概要
 当該周辺には、小学校及び中学校があり、通学時等に最大の注意を払うようにお願いしたい。
 また、問題等が生じた場合には、速やかに報告し、対応を協議すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
 平成25年11月12日から 1 月間



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

平成25年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する県有地
 売払物件

物件 番号	所 在 地	面積（㎡）	地 目
1	南あわじ市榎列松田字西ノ内657番 3 南あわじ市榎列松田字西ノ内657番 4	1, 222. 06	宅 地

- 2 入札に参加する者に必要な資格
 次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
 - (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
 - (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (6) 破産者で復権を得ない者
 - (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
エ 上記アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
 - (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
 - (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- 3 契約条項を示す場所
〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課
- 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
- (1) 配布場所及び申込場所
前記3に同じ。
 - (2) 配布期間及び申込期間
平成25年11月12日（火）から同年12月2日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 5 入札の場所及び日時
- (1) 場所
本庁舎付近会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
 - (2) 日時
平成25年12月3日（火）午前10時30分
- 6 入札保証金
- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
 - (2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。
- 7 入札に関する条件
- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
 - (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
 - (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
 - (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
 - (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。

- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。
- 8 入札の無効
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 9 入札についての照会先
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課
電話 (078) 341-7711 内線4779、4875



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
相生市汐見台16番7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
たつの市揖保川町神戸北山155番地23
ヤタキホーム 矢 瀧 敬 三
- 3 許可年月日及び許可番号
平成25年9月19日
兵庫県指令西播（光土）（建）第1-14号（25相生）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
揖保郡太子町矢田部字糶田165番1の一部、166番1の一部、167番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市青山北二丁目33番12号
株式会社中筋鉄建 代表取締役 中 筋 富美男
- 3 許可年月日及び許可番号
平成25年9月25日
兵庫県指令西播（光土）（建）第1-6-2号（25太子）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第93号

全国小売酒販政治連盟兵庫県支部から提出された平成21年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、平成22年兵庫県選挙管理委員会告示第125号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

平成25年11月12日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

収支報告書の要旨（その他の政治団体）の全国小売酒販政治連盟兵庫県支部の欄中

「1 収入総額	1,677,910
前年繰越額	1,676,352 を
本年収入額	1,558」

「 政治活動費		712,338	
組織活動費		63,376	を
選挙関係費		51,556	」
「 政治活動費		701,885	
組織活動費		57,701	に改める。
選挙関係費		46,778	」
収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県第三選挙区支部の欄中			
「 1 収入総額		15,662,726	
前年繰越額		3,308,719	
本年收入額		12,354,007	
2 支出総額		12,489,581	を
3 本年收入の内訳			
寄附		6,353,681	
団体分		529,475	
政治団体分		5,824,206	」
「 1 収入総額		17,022,726	
前年繰越額		3,308,719	
本年收入額		13,714,007	
2 支出総額		13,442,277	
3 本年收入の内訳			
寄附		5,854,206	に、
団体分		30,000	
政治団体分		5,824,206	」
機関紙誌の発行その他の事業による収入		1,859,475	
平成23. 5. 15町村信孝元官房長官を囲む会		1,859,475	」
「 政治活動費		4,742,295	
組織活動費		3,504,550	
機関紙誌の発行その他の事業費		1,121,126	
宣伝事業費		1,121,126	
調査研究費		116,619	
5 寄附の内訳			
(団体分)			を
(株) 三井住友銀行	100,000	東京都千代田区	
(株) アルカ	200,000	神戸市須磨区	
兵庫県看護連盟	60,000	同 市中央区	
(社) 兵庫県宅地建物取引業協会	79,475	同 市須磨区	
年間5万円以下のもの	90,000		」
「 政治活動費		5,694,991	
組織活動費		3,504,550	
機関紙誌の発行その他の事業費		2,073,822	
宣伝事業費		1,121,126	
政治資金パーティー開催事業費		952,696	に改める。
調査研究費		116,619	
5 寄附の内訳			
(団体分)			
年間5万円以下のもの	30,000		」
収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県西宮市第二支部の欄中			
「 1 収入総額		0	を
2 支出総額		0	」

「1 収入総額	1,120,263	
本年收入額	1,120,263	
2 支出総額	0	
3 本年收入の内訳		
寄附	1,120,000	
団体分	1,120,000	に改める。
その他の収入	263	
一件10万円未満のもの	263	
4 寄附の内訳		
(団体分)		
八鹿電機(株)	1,000,000	朝来市
サンメイ通商(株)	120,000	西宮市
収支報告書の要旨(政党の支部)のみんなの党兵庫県第6区支部の欄中		
「2 支出総額	4,020,159	」を
「2 支出総額	4,151,609	」に、
「 経常経費	2,149,465	
人件費	21,000	
光熱水費	23,925	
備品・消耗品費	423,173	
事務所費	1,681,367	を
政治活動費	1,870,694	
組織活動費	444,179	
選挙関係費	295,910	
機関紙誌の発行その他の事業費	921,960	
宣伝事業費	921,960	」
「 経常経費	2,202,205	
人件費	21,000	
光熱水費	23,925	
備品・消耗品費	423,173	
事務所費	1,734,107	に改める。
政治活動費	1,949,404	
組織活動費	512,599	
選挙関係費	295,910	
機関紙誌の発行その他の事業費	932,250	
宣伝事業費	932,250	」
収支報告書の要旨(資金管理団体)の上原みなみ後援会の欄中		
「1 収入総額	113,000	を
本年收入額	113,000	」
「1 収入総額	113,005	に、
本年收入額	113,005	」
「3 本年收入の内訳		
寄附	113,000	を
個人分	113,000	」
「3 本年收入の内訳		
寄附	113,000	
個人分	113,000	に改める。
その他の収入	5	
一件10万円未満のもの	5	」
収支報告書の要旨(資金管理団体)の遠藤恒司後援会の欄中		
「2 支出総額	3,680,211	」を

「2 支出総額	3,715,187」	に、
「 政治活動費	3,680,211	を
組織活動費	2,180,211」	
「 政治活動費	3,715,187	に改める。
組織活動費	2,215,187」	
収支報告書の要旨（その他の政治団体）の大島淡紅子と歩む会の欄中		
「1 収入総額	4,806,281	
前年繰越額	2,417,264	を
本年収入額	2,389,017」	
「1 収入総額	4,656,281	
前年繰越額	2,417,264	に、
本年収入額	2,239,017」	
「 個人の党費・会費(119人)	692,250」	を
「 個人の党費・会費(119人)	542,250」	に改める。
収支報告書の要旨（その他の政治団体）の小野市・加東市医師連盟の欄中		
「2 支出総額	352,116」	を
「2 支出総額	332,116」	に、
「 政治活動費	334,000	を
組織活動費	334,000」	
「 政治活動費	314,000	に改める。
組織活動費	314,000」	
収支報告書の要旨（その他の政治団体）の政治結社義政館総本部の欄中		
「1 収入総額	0	を
2 支出総額	0」	
「1 収入総額	160,000	
本年収入額	160,000	
2 支出総額	117,914	
3 本年収入の内訳		
寄附	160,000	
個人分	160,000	
4 支出の内訳		に改める。
経常経費	68,864	
備品・消耗品費	68,864	
政治活動費	49,050	
組織活動費	49,050	
5 寄附の内訳		
(個人分)		
年間5万円以下のもの	160,000	」
収支報告書の要旨（その他の政治団体）の全国小売酒販政治連盟兵庫県支部の欄中		
「1 収入総額	619,219	を
前年繰越額	619,017」	
「1 収入総額	955,111	に改める。
前年繰越額	954,909」	
収支報告書の要旨（その他の政治団体）のTKC近畿兵庫政経研究会の欄中		
「2 支出総額	2,145,407」	を
「2 支出総額	2,158,407」	に、
「 政治活動費	1,922,652	を
組織活動費	14,652	
寄附・交付金	1,908,000」	

「 政治活動費		1,935,652	
組織活動費		14,652	
寄附・交付金		1,908,000	に改める。
その他の経費		13,000」	
収支報告書の要旨（その他の政治団体）の出番の会の欄中			
「 1 収入総額		400,320	
前年繰越額		320	
本年収入額		400,000	
2 支出総額		362,310	
3 本年収入の内訳			
寄附		400,000	
個人分		400,000	
4 支出の内訳			を
政治活動費		362,310	
組織活動費		1,700	
選挙関係費		360,610	
5 寄附の内訳			
(個人分)			
山 中 恒 子	200,000	芦屋市	
富 井 昭 博	200,000	神戸市北区	」
「 1 収入総額		509,662	
前年繰越額		320	
本年収入額		509,342	
2 支出総額		471,652	
3 本年収入の内訳			
寄附		509,342	
個人分		509,342	
4 支出の内訳			
政治活動費		471,652	
組織活動費		1,700	に改める。
選挙関係費		360,610	
機関紙誌の発行その他の事業費		109,342	
宣伝事業費		109,342	
5 寄附の内訳			
(個人分)			
山 中 恒 子	200,000	芦屋市	
富 井 昭 博	200,000	神戸市北区	
山 中 健	109,342	芦屋市	」
収支報告書の要旨（その他の政治団体）の兵庫県歯科医師連盟伊丹支部の欄中			
「 1 収入総額		1,686,358	
前年繰越額		1,436,122	を
本年収入額		250,236」	
「 1 収入総額		1,862,358	
前年繰越額		1,436,122	に、
本年収入額		426,236」	
「 本部又は支部から供与された交付金に係る		170,000	
収入			を
兵庫県歯科医師連盟		170,000」	
「 本部又は支部から供与された交付金に係る		346,000	
収入			に改める。
兵庫県歯科医師連盟		346,000」	

収支報告書の要旨（その他の政治団体）の兵庫県木材産業政治連盟の欄中

「1 収入総額	1,173,676	
前年繰越額	694,962	を
本年收入額	478,714	」
「1 収入総額	1,173,569	
前年繰越額	694,962	に、
本年收入額	478,607	」
「 個人の党費・会費(319人)	478,607	を
「 個人の党費・会費(319人)	478,500	」に改める。

収支報告書の要旨（その他の政治団体）の山中健後援会の欄中

「1 収入総額	5,161	
前年繰越額	5,161	を
2 支出総額	0	」
「1 収入総額	1,904,236	
前年繰越額	5,161	
本年收入額	1,899,075	
2 支出総額	1,899,075	
3 本年收入の内訳		
寄附	1,899,075	
個人分	999,075	
団体分	100,000	
政治団体分	800,000	
4 支出の内訳		
政治活動費	1,899,075	
選挙関係費	900,000	に改める。
機関紙誌の発行その他の事業費	999,075	
宣伝事業費	999,075	
5 寄附の内訳		
(個人分)		
山 中 健	999,075	芦屋市
(団体分)		
芦屋市薬剤師会	100,000	芦屋市
(政治団体分)		
芦屋市医師連盟	500,000	芦屋市
兵庫県歯科医師連盟芦屋支部	100,000	同 市
兵庫県歯科医師連盟	200,000	神戸市中央区」